

告示

埼玉県告示第五百八十九号

次の軽油引取税免税証は、亡失したので、亡失の日から無効とする。

令和元年十月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

免税証の種類	免税証の記号及び番号	枚数	用途	有効期間		
	一〇〇 トリッ				三	農業
	09G075968					
	09G075966					
免税証に記載された販売業者の所在地及び氏名又は名称						
埼玉県熊谷市成沢二百八十六番地七 有限会社関東鉱油 江南東給油所						
免税証を交付した事務所						
埼玉県熊谷県税事務所						
亡失年月日						
令和元年十月十四日						